

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報
★大崎市消費生活ウォッチャー8・9月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル！ ～簡単なタスクを行う副業でお金を払う?? 詐欺に騙されないで～

スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル！
—簡単なタスクを行う副業でお金を払う?? 詐欺に騙されないで—

＜手口のイメージ＞

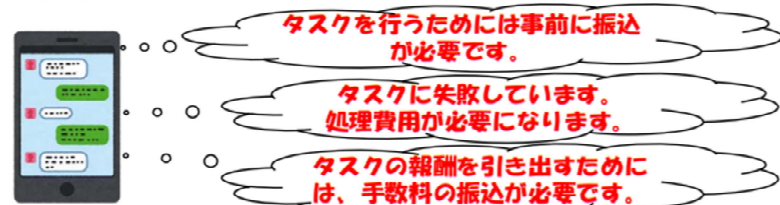
①SNS広告等から副業サイトに遷移する。



②副業サイト内でメッセージアプリの友だち登録をする。



③メッセージアプリ上で紹介され、タスク(作業)を行う。
タスク後に様々な口実で銀行口座への振込を要求される。



- ☑「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにしないようにしましょう!
- ☑相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう
- ☑お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談を!

2024年9月

独立行政法人 国民生活センター

注意喚起情報

1. 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでのみにしないようにしましょう

2. 相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう

3. お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談してください

相談窓口

大崎市消費生活センター

電話番号：21-7321
メールの場合
shohi@city.osaki.miyagi.jp

独立行政法人) 国民生活センター
HPより引用

電話勧誘

- ・+18で始まる番号から着信があった。「総務省から重要なお知らせです。ダイヤル1を押してください」とアクセスさせようとしている。自分では電話を受けず、留守番電話に録音した。
- ・以前購入した業者から「羽毛布団のメンテナンス、クリーニングの為に訪問したい」と連絡があった。過去にも数年に1～2回の割合で電話が来ていたが断っていた。業者からは「新しい羽毛を足して打ち直しをする」「今年は創業〇周年記念の特別価格」「羽毛を多く確保しているため格安」などと言われ、販売が目的だのではないだろうかとの疑問を感じた。
- ・電力の小売り業者から電気料金について電話があり「〇〇電力(現在契約中の電力会社)から切り替えた場合、どのくらい安くなるか診断する。1分ぐらいかかる」といわれたが断った。
- ・「光熱費が0円になる工事強化地域であると毎月の光熱費の支払額・契約先を質問された。さらに太陽光発電機パネル設置を勧められ、断ったのに「庭に設置しても良い」等としつこかった。「近隣の家庭に反射するのは迷惑になる。」と伝えたら電話を切られた。

コメント

- ・「携帯電話に着信番号を残し電話を架けさせる」「総務省を騙り電話代未納とアナウンス」「何れも詐欺の手口と思われる」との情報が寄せられています。基本的には、連絡先リストに登録されていない着信番号(特に+〇〇は、国際電話)身に覚えのない着信番号には出ない、折り返さないよう注意が必要です。
- ・訪問販売の勧誘手口に点検商法がありますが、一旦契約すると購入名簿を基に、次に点検やメンテナンスなどと来訪や電話勧誘で約束を迫られます。不要な場合はきっぱり断っていただく方が賢明です。
- ・還付詐欺の入口は、固定電話への勧誘が多かったため留守番電話機器や詐欺撃退電話の活用をお願いしています。携帯電話にも勧誘電話や料金未納と催促する手口が増えていきますのでご注意願います。

通信販売

- ・宅配業者を装った「荷物配達のお知らせ」、電力事業者を装った「電気料金未払いの通知」、「大手通信販売事業者名」を悪用したもの、クレジットカード会社を装った「カード支払い方法の承認通知」など、毎日のように迷惑メールが届く。
- ・PCに「〇〇金庫、要返信 お客様の直近の取引」などと書かれたメールを受信した。個人情報を入力して返信させる内容だったが、身に覚えのない取引先なので詐欺だと思う。

コメント

- ・迷惑メールやSMSを受信しないように注意していても、うっかりタップしてしまったり、迷惑メールフィルターをすり抜けて受信することがありますので、受信した場合は基本的な対処法を継続していきましょう。
- ①メール等を開かない ②メール等に記載されたURLは開かない ③個人情報を入力しない
迷惑メール相談センター(情報提供先) 03-5974-0068

訪問購入

- ・女性から電話があり「雑誌等の本を買い取りに〇月〇日、〇〇方面に行くのでマンガ本1冊でもあったら」といわれたが断った。
- ・不用品の買い取り業者「不用品を1点からでも引き取る」といわれたが、断った。
- ・母が電話を受けた。業者は「震災被害者のためにリサイクル品を集めている」と話していた。

コメント

- ・訪問買取りや不要品回収と訪問予約を促す電話が多く、実際訪問された時に見積りや料金の説明もなく「安価な金額でまとめて回収された、実際の目的は貴金属の買取り」等々。信頼できる業者を選びましょう。

8月9月報告 食品の品質表示

品目別	月	調査品	表示項目	調査延べ店舗数	調査状況					
					1回目		2回目			
					有	無	有	無		
生鮮食品	農産物	8月	茄子	名称 産地	24	12	0	12	0	
			スイカ			12	0	12	0	
		9月	ピーマン			12	0	12	0	
		ぶどう	24			12	0	12	0	
	水産物	8月	魚			24	12	0	12	0
		9月	貝			24	12	0	12	0
	畜産物	8月	鶏卵			24	12	0	12	0
		9月	鶏肉			24	12	0	12	0
	加工食品	8月	そば(乾燥)			第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	12	11	0	
9月		プリン		12	12	0				

気づいた点

生鮮食品

- 産直農産物を扱っている店舗では産地だけでなく、生産者の名前も書かれていた。
- 茄子は「大崎市古川産」「宮城産」など全てに名称と産地の記載があった。
- ぶどうの産地表示の上に値引きシールが貼られていたため、産地がわかりにくかった。
- スイカのプレートには「〇〇県産など」となっていて、個別のシールには産地はなかった。
- メロンは「〇〇産など」となっており、個別にはひとつだけ産地のシールが貼付されていた。
- あさり・しじみ、共に真空パックのものが売り場に置かれていた。・貝はホタテ貝を調査した。
- 新米が出始めたが、価格の設定にばらつきがある。これを機に米価が下がらないだろうか。
- 魚は単品で10種類ほど陳列されていた。
- 貝は地域が書かれていることで、商品だけでなくその産地までも身近に感じられると思った。
- 今年のシャインマスカットは、地場産のものが多く出回っているようで値段も安く美味しかった。

加工食品

- そばの調査品目、アレルギー表示については、複数の商品に「原材料名においてアレルギー疾患がある方ご注意ください」との表示があった。
- プリンの表示は文字が小さく、読み取ることが難しい商品があった。
- プリンの商品によって、栄養成分が表示されているものと表示されていないものがあった。
- プリンは4個組と単品とでアレルギーの表示があるものと無いものがあった。
- プリンのアレルギー表示は「卵・乳」の成分を含んだ原材料を使用していると書かれていた。
- レシートに「有難うございました」と書かれていた。何気ない一言にありがたさを感じた。

コメント

ウォッチャーの皆さんには、加工食品の「第1原材料(1番多い原材料)」の「原産地」に関する表示を調査していただいています。今回調査の結果「小麦粉(国内製造)、加糖練乳(国内製造)」と書かれていたため、原産地の表示がなかった」と報告が1件ありました。第1原材料が「生鮮食品」であれば、その「産地」が表示されます。しかし、第1原材料が「加工食品」ではなく「加工食品」の場合があります。その場合、1番多い「加工食品」に使われた1番多い生鮮食品の産地が分かっている場合には、その生鮮食品の「産地」が表示される場合もあるのですが、多くの場合は「1番多い加工食品」の「製造地」が表示されません。従って「小麦粉(国内製造)、加糖練乳(国内製造)」と表示されている場合は「○」(表示あり)として報告いただくことになります。(参考資料：消費者庁「知っておきたい食品の表示」)

編集後記

令和10月3日、第2回大崎市消費生活ウォッチャー会議が開催されました。「食品表示で疑義の報告があった際は、その後どのように役立てられるのか」との質問や、食品のアレルギー表示の必要性についての意見交換「高齢者の被害防止のため、消費生活センターが出前講座を行っていることをもっとアピールしてほしい」との要望など、活発な意見交換が行われました。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認められた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。

消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、

下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125・Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階北側)



令和6年度第2回大崎市消費生活ウォッチャー会議

令和6年10月30日 発行